

令和 8 年 6 月 2 日開会

川越市議会第 3 回定例会議案



## 議 案 目 次

議案第45号	川越市税条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・	1
議案第46号	川越市印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・	8
議案第47号	川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・	9
議案第48号	川越市保育料等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	19
議案第49号	川越市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	21
議案第50号	川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	23
議案第51号	旧川越市立診療所解体工事請負契約について・・・・・・・・・・・・	24
議案第52号	資源化センター熱回収施設定期整備工事請負契約について・・・	29
議案第53号	川越市立川越高等学校トイレ改修工事（D棟・体育館棟）請負契約について・・・・・・・・・・・・・・・・	33
議案第54号	なぐわし公園整備事業用地の取得について・・・・・・・・・・・・	38
議案第55号	川越市立小・中学校学習者用コンピュータの取得について・・・	42
議案第56号	令和8年度川越市一般会計補正予算（第1号）・・・・・・・・・・・・	別冊



## 議案第45号

川越市税条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年6月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市税条例の一部を改正する条例

川越市税条例（昭和29年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第34条の6第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において」を「以下」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に規定する金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2中第16項を第24項とし、第5項から第15項までを8項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の8項を加える。

- 5 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 6 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

10 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

25 固定資産税に係る法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

26 都市計画税に係る法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないも

のとみなす。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条及び第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の6第2項の改正規定並びに附則第7条の4、第9条の2及び第17条の2の改正規定並びに次条第3項の規定 令和10年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の川越市税条例（以下「新条例」という。）

第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の川越市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規

定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

#### 提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、このように措置する必要がある。

## 議案第46号

川越市印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年6月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市印鑑条例の一部を改正する条例

川越市印鑑条例（昭和53年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項ただし書中「個人番号カード（」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（以下この項において「個人番号カード等」といい、）」に、「電子証明書記録個人番号カード保有者」を「電子証明書記録個人番号カード等保有者」に、「当該個人番号カード」を「当該個人番号カード等」に改め、同条第2項中「電子証明書記録個人番号カード保有者」を「電子証明書記録個人番号カード等保有者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正により、このように措置する必要がある。

議案第 4 7 号

川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例  
等の一部を改正する条例を定めることについて

川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部  
を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の  
一部を改正する条例

(川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正)

第 1 条 川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (   
平成 2 4 年条例第 5 3 号 ) の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 号中「第 5 条の 2 の 8 」を「第 5 条の 2 の 8 第 1 項」に  
改める。

第 2 0 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務  
する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員 ( 学校教育  
法の規定による大学 ( 短期大学を除く。 ) 若しくは大学院において、  
心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて  
卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又は  
これと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。 ) 又は障害児  
の療育に関する知識及び経験を有する者であって障害児の療育の指導  
を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、

かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下この項及び附則第9項において「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第4項、第6項又は第7項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第4項中「この項」の次に「及び附則第9項」を加え、「限って」を「限り」に改め、同項ただし書中「保育士」の次に「（同条第3項又は附則第6項若しくは第7項の規定により保育士とみなされる者及び同条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第8項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第4項、第6項又は前項」を「同条第3項又は附則第4項若しくは前2項」に改め、「除く」の次に「。次項において同じ」を加え、附則に次の1項を加える。

9 第20条第3項及び附則第4項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表備考に次の1号を加える。

(5) 第1号に規定する者については、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に

よる大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同号に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第８条第１項中「限って」を「限り」に改め、「この条及び次条において」を削る。

附則第９条中「前３条」を「第５条第３項の表備考第５号又は前３条」に、「第５条第３項の表備考第１号」を「同表備考第１号」に改め、「者を」及び「当該」の次に「特定理学療法士等、」を加える。

附則第１０条を附則第１１条とし、附則第９条の次に次の１条を加える。

第１０条 第５条第３項の表備考第５号及び附則第８条第１項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第１号に規定する者（同表備考第５号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第６４号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けるこ

とができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保

育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第9項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、」を削り、「第29条第3項」及び「第44条第3項」の次に「若しくは第4項」を加える。

（川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第4条 川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限り、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第6項中「限って」を「限り」に改め、「この項及び次項において」を削り、同項ただし書中「当該認定こども園」を「、当該認定こども園」に改める。

附則第7項の表附則第3項の項の前に次のように加える。

第6条第6項	第6条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
--------	-----------------------------------	----------

附則に次の1項を加える。

- 8 第6条第6項及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該認定こども園の保育士の資格を有する者（同条第6項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「係る改正後の」を「おける満3歳以上満4歳に満たない幼児に係る保育士の数についての川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「条例」という。）」に、「当分」を「令和10年3月31日まで」に、「20人」と、「25人」とあるのは「30人」を「、20人」に改め、附則に次の1項を加える。

- 3 保育士の配置の状況に鑑み、市長が保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認める保育所における満4歳以上の幼児に係る保育士の数についての条例第20条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「25人」とあるのは、「30人」とする。

(川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「係る改正後の」を「おける満4歳以上の園児に係る職員の数についての川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「条例」という。）」に、「30人」と、同表第2号中「15人」とあるのは「20人」を「30人」に改め、附則に次の1項を加える。

3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、市長が教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認める幼保連携型認定こども園における満3歳以上満4歳未満の園児に係る職員の数についての条例第5条第3項の規定の適用については、令和10年3月31日までの間、同項の表第2号中「15人」とあるのは、「20人」とする。

(川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第31条第1項」を「（以下この項及び次項において「条例」という。）第31条第1項」に改め、「保育従事者をいう」の次に「。以下この項及び次項において同じ」を加え、「（同条例）を（条例）に、「同項」を「条例第31条第1項」に、「に係る改正後の同条例（以下「新条例」という。）」を「（次項において「小規模保育事業所A型等」という。）における満3歳以上満4歳に満たない児童に係る保育士又は保育従事者の数についての条例」に、「当分の間、新条

例」を「令和10年3月31日までの間、条例」に「20人」と、新条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」を、「20人」に改め、附則に次の1項を加える。

- 3 保育士又は保育従事者の配置の状況に鑑み、市長が保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認める小規模保育事業所A型等における満4歳以上の児童に係る保育士又は保育従事者の数についての条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、当分の間、条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは、「30人」とする。

(川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例(令和6年条例第50号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第1条」を「(以下この項及び次項において「条例」という。)第1条」に、「)に係る改正後の」を「同項において同じ。)における満4歳以上の園児に係る職員の数についての条例」に、「30人」と、同表満3歳以上満4歳未満の園児の項中「15人」とあるのは「20人」を、「30人」に改め、附則に次の1項を加える。

- 3 教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、市長が教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認める認定こども園における満3歳以上満4歳未満の園児に係る職員の数についての条例第5条第1項の規定の適用については、令和10年3月31日までの間、同項の表満3歳以上満4歳未満の園児の項中「15人」とあるのは、「20人」とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、このように措置する必要がある。

## 議案第48号

川越市保育料等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市保育料等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年6月2日提出

川越市長 森田初恵

川越市保育料等に関する条例の一部を改正する条例

川越市保育料等に関する条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「乳児又は幼児」を「乳児等支援給付認定子ども」に、「乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）による乳児等通園支援（川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第9号）第2条に規定する乳児等通園支援をいう。）」を「特定乳児等通園支援」に、「保護者」を「乳児等支援給付認定保護者」に改める。

別表第1備考第1項第4号中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、同項第7号中「第5条の4第6項、第5条の4の2第6項」を「第5条の4第5項」に改める。

別表第4のBの項中「60」を「100」に改め、同表のCの項中「90」を「100」に改め、同表のDの項中「及びC階層」を「からC階層まで」に、「150」を「100」に改め、同表備考第3項を次のように改める。

3 この表において「要支援児童等養育世帯等」とは、乳児等通園支

援を行う事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子どもを養育する世帯その他市長が特に必要と認める世帯をいう。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第4のBの項及びCの項の改正規定は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の川越市保育料等に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

#### 提 案 理 由

特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準の施行に鑑み、このように措置する必要がある。

議案第 49 号

川越市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を  
定めることについて

川越市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例  
川越市開発許可等の基準に関する条例（平成 18 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号イ中「居住する親族」の次に「（3 親等内のものに限る。以下このイにおいて同じ。）」を加え、同条第 8 号中「土地」の次に「（第 3 号に規定する土地を除く。）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(9) 本市が法第 18 条の 2 第 1 項の規定により定めた都市計画に関する基本的な方針に即して、規則で定めるところにより、市長が予定建築物の用途に限り指定した土地の区域において、当該指定に適合した建築物を建築する目的で行う開発行為

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項第 9 号の規定により土地の区域を指定したとき、又は当該土地の区域を変更し、若しくは廃止したときは、その旨を告示しなければならない。

第 5 条第 1 号中「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に改め、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 前条第1項第9号に掲げる開発行為に係る建築物の新築、改築又は用途の変更

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1号イの改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日（次項において「ただし書施行日」という。）前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定によりされた許可の申請であって、当該改正規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の第4条第1項第1号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 ただし書施行日前に都市計画法第29条第1項の規定によりされた許可又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるただし書施行日以後にされた同条第1項の規定による許可に係る同法第35条の2第1項の規定による許可の申請に係る許可の基準については、改正後の第4条第1項第1号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

市街化調整区域における開発許可の基準を見直すため、このように措置する必要がある。

議案第50号

川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例の一部を改正  
する条例を定めることについて

川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例の一部を改正する条例  
を次のとおり定める。

令和8年6月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例の一部を改正する  
条例

川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例（令和6年条例第37  
号）の一部を次のように改正する。

第7条中「は、」の次に「教育総務部教育総務課及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会の運営の体制を見直すため、  
このように措置する必要がある。

## 議案第51号

### 旧川越市立診療所解体工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

- |   |        |                                             |
|---|--------|---------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 旧川越市立診療所解体工事                                |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札                                      |
| 3 | 契約の金額  | 248,243,600円                                |
| 4 | 契約の相手方 | 川越市砂新田一丁目14番地7<br>東洋建設株式会社<br>代表取締役 山 崎 秀 一 |
| 5 | 工 期    | 本契約締結の日から令和9年6月30日まで                        |

### 提 案 理 由

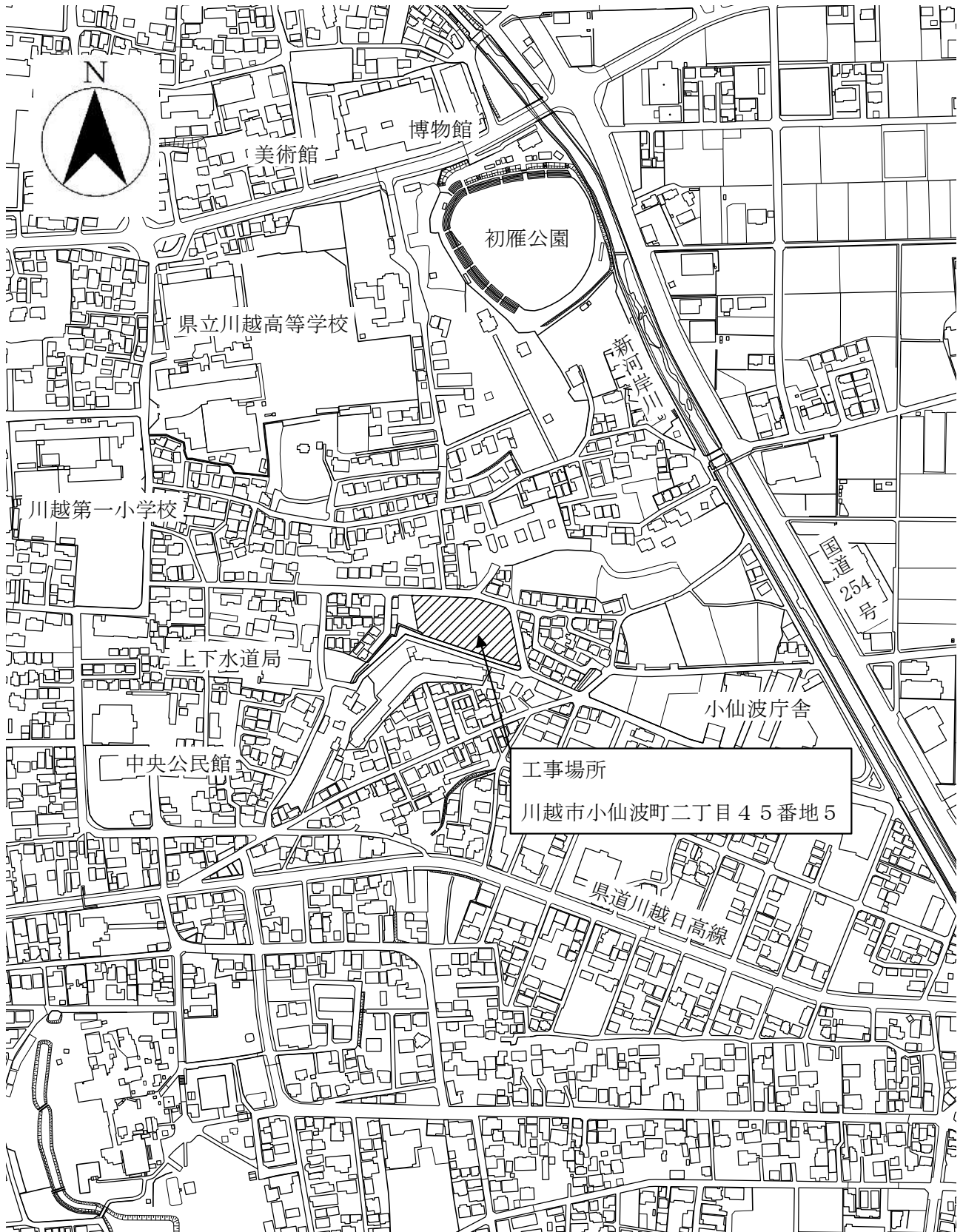
旧川越市立診療所解体工事入札の結果、このように措置する必要がある。

議案第 5 1 号参考資料

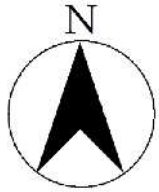
工 事 概 要

- |   |         |                             |
|---|---------|-----------------------------|
| 1 | 工 事 名   | 旧川越市立診療所解体工事                |
| 2 | 工 事 場 所 | 川越市小仙波町二丁目 4 5 番地 5         |
| 3 | 工事対象面積  | 3, 7 3 1 . 6 1 平方メートル       |
| 4 | 工 事 内 容 | 建築物本体及び附属建築物等解体撤去工事一式       |
| 5 | 工 期     | 本契約締結の日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで |

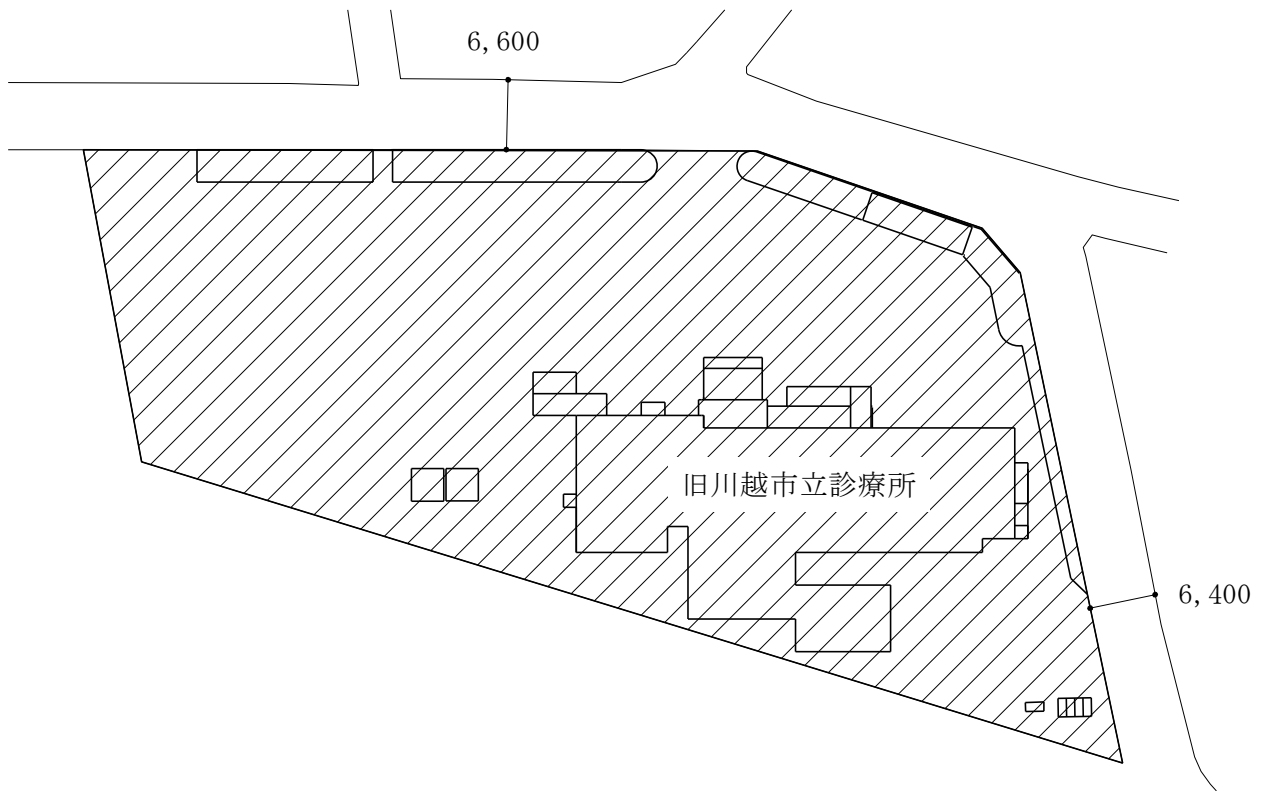
# 案内図




# 配置図



S = 1 : 700



凡例

 本工事範囲

# 入 札 結 果 表

- 1 工 事 名 旧川越市立診療所解体工事
- 2 工 事 場 所 川越市小仙波町二丁目45番地5
- 3 落札者決定日 令和8年5月12日
- 4 工 期 本契約締結の日から令和9年6月30日まで

No.	業 者 名	入札額 (単位円)			
		第1回目	第2回目	第3回目	摘 要
1	株式会社シオノ工業	225,676,000	/		
2	東洋建設株式会社	225,676,000			落 札
3	初雁興業株式会社	225,676,000			
4	三光建設株式会社	225,676,000			
付 記	契約の金額 248,243,600円 (消費税及び地方消費税を含む。) 4業者による一般競争入札の結果落札 株式会社シオノ工業、東洋建設株式会社、初雁興業株式会社及び三光建設株式会社の入札額が同額であったため、落札候補者を電子くじにより決定				

参考	設 計 金 額	269,830,000円	}	消費税及び地方消費税を含む。
	予 定 価 格	269,830,000円		
	最低制限価格	248,243,600円		

## 議案第52号

### 資源化センター熱回収施設定期整備工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

川越市長 森田初恵

- |          |                                                       |
|----------|-------------------------------------------------------|
| 1 契約の目的  | 資源化センター熱回収施設定期整備工事                                    |
| 2 契約の方法  | 随意契約                                                  |
| 3 契約の金額  | 528,000,000円                                          |
| 4 契約の相手方 | 東京都品川区西品川一丁目1番1号<br>株式会社神鋼環境ソリューション東京支社<br>東京支社長 佐藤義一 |
| 5 工期     | 本契約締結の日から令和9年3月12日まで                                  |

### 提案理由

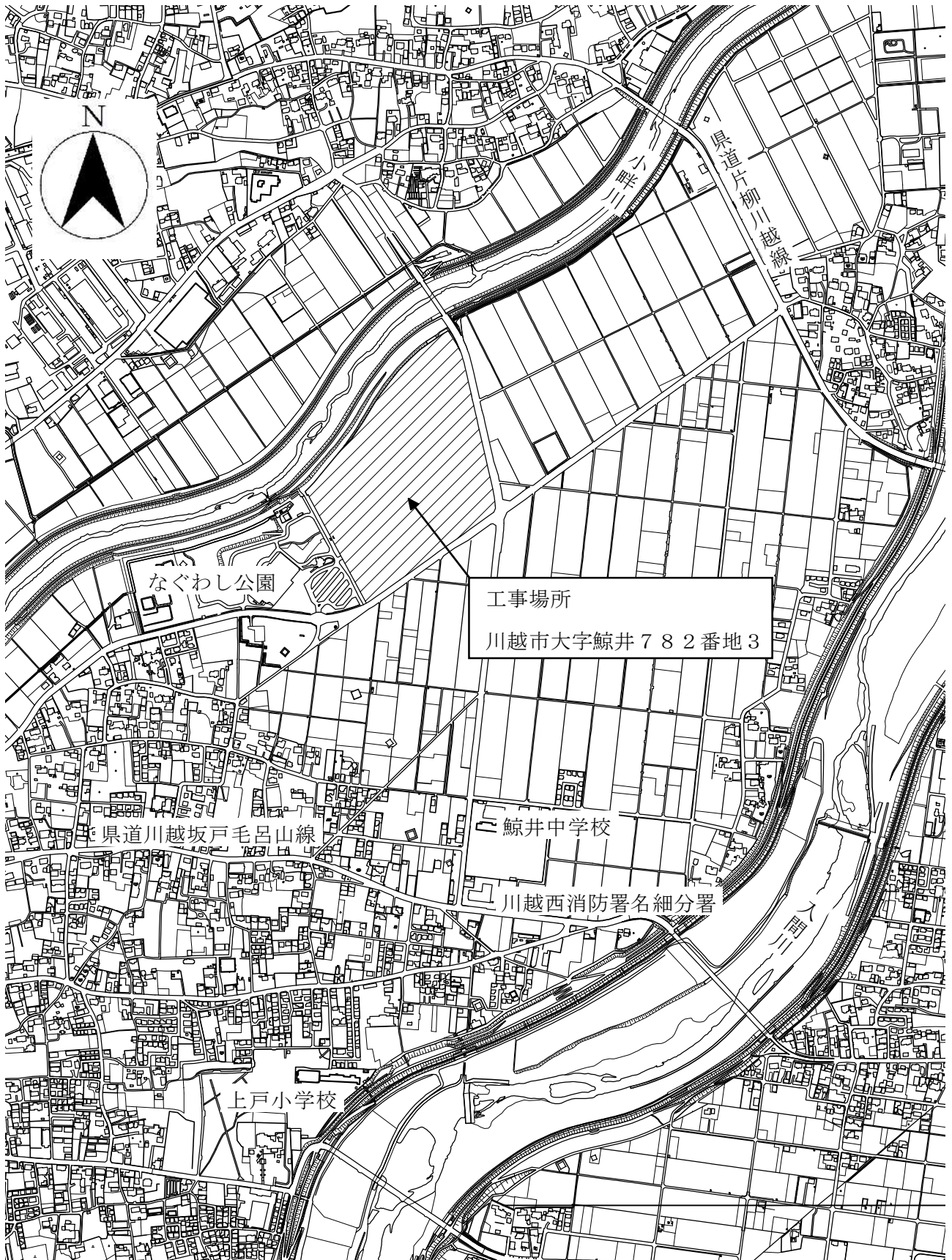
資源化センター熱回収施設定期整備工事見積執行の結果、このように措置する必要がある。

議案第 5 2 号参考資料

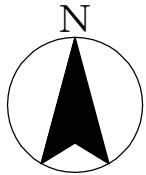
工 事 概 要

- |   |         |                                                                         |
|---|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 工 事 名   | 資源化センター熱回収施設定期整備工事                                                      |
| 2 | 工 事 場 所 | 川越市大字鯨井 7 8 2 番地 3                                                      |
| 3 | 工 事 内 容 | (1) 受入供給設備工事一式<br>(2) 燃焼溶融設備工事一式<br>(3) スラグ搬出設備工事一式<br>(4) 溶融飛灰処理設備工事一式 |
| 4 | 工 期     | 本契約締結の日から令和 9 年 3 月 1 2 日まで                                             |

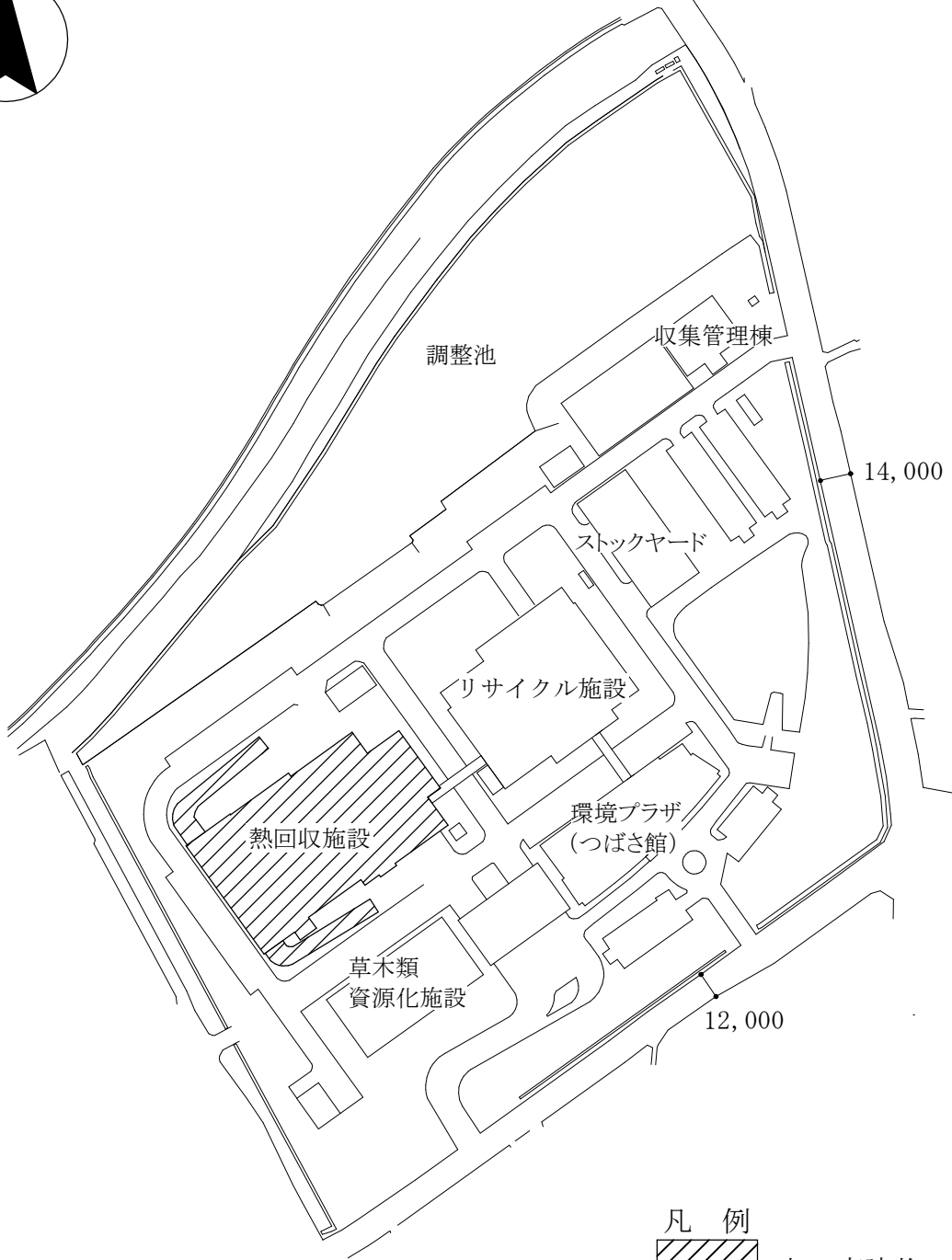
# 案内図




# 配置図



S = 1 : 3, 000



凡例  
 本工事建物

## 議案第53号

川越市立川越高等学校トイレ改修工事（D棟・体育館棟）請負  
契約について

次のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

- |   |        |                                            |
|---|--------|--------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 川越市立川越高等学校トイレ改修工事（D棟・体育館棟）                 |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札                                     |
| 3 | 契約の金額  | 233,772,000円                               |
| 4 | 契約の相手方 | 川越市神明町23番地15<br>株式会社シオノ工業<br>代表取締役 伏 見 有 朋 |
| 5 | 工 期    | 本契約締結の日から令和9年2月26日まで                       |

### 提 案 理 由

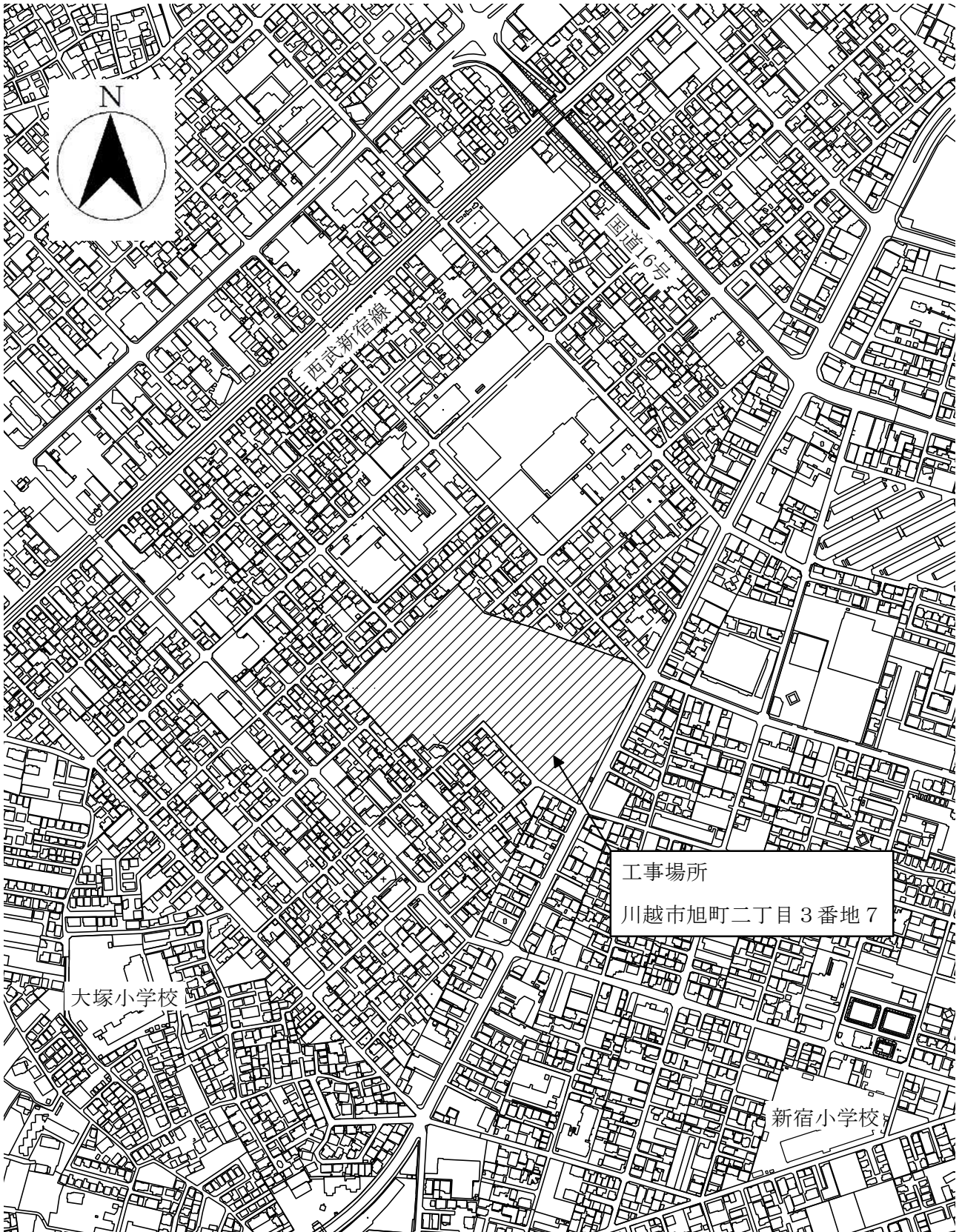
川越市立川越高等学校トイレ改修工事（D棟・体育館棟）入札の結果、このように措置する必要がある。

議案第 5 3 号参考資料

工 事 概 要

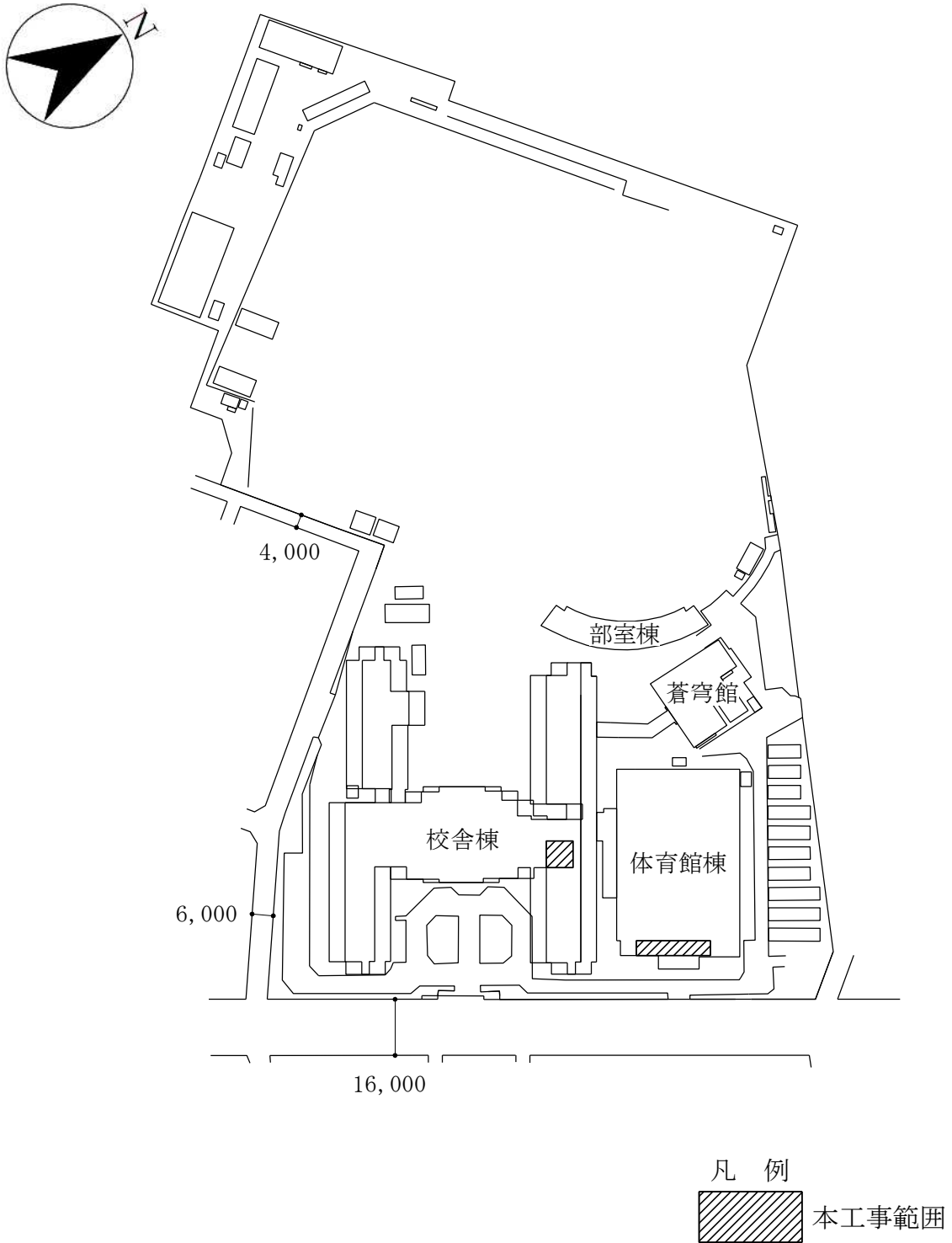
- 1 工 事 名 川越市立川越高等学校トイレ改修工事（D棟・体育館棟）
- 2 工 事 場 所 川越市旭町二丁目 3 番地 7
- 3 工 事 内 容 (1) 建築工事一式  
(2) 電気設備工事一式  
(3) 機械設備工事一式
- 4 工 期 本契約締結の日から令和 9 年 2 月 2 6 日まで

# 案内図



# 配置図

S = 1 : 1, 800



# 入 札 結 果 表

- 1 工 事 名 川越市立川越高等学校トイレ改修工事（D棟・体育館棟）
- 2 工 事 場 所 川越市旭町二丁目3番地7
- 3 落札者決定日 令和8年5月12日
- 4 工 期 本契約締結の日から令和9年2月26日まで

No.	業 者 名	入札額（単位円）			
		第1回目	第2回目	第3回目	摘 要
1	東洋建設株式会社	辞 退	/		
2	三光建設株式会社	辞 退			
3	株式会社シオノ工業	212,520,000			落 札
付 記	契約の金額 233,772,000円（消費税及び地方消費税を含む。） 1業者による一般競争入札の結果落札				

参考	設 計 金 額 254,100,000円	}	消費税及び地方消費税を含む。
	予 定 価 格 254,100,000円		
	最低制限価格 233,772,000円		

議案第54号

なぐわし公園整備事業用地の取得について

次のとおり用地を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

川越市長 森 田 初 恵

1 土地の表示

所 在 地 番	地 目	地 積 (㎡)
川越市大字鯨井字荒田1297番	田	1,368.29
〃 〃 〃 1298番	〃	797.76
〃 〃 〃 1299番	〃	1,195.12
〃 〃 〃 1311番1	〃	264.25
〃 〃 〃 1311番3	〃	262.90
〃 〃 〃 1311番4	〃	264.56
〃 〃 〃 1314番	〃	996.69
〃 〃 〃 1315番	〃	995.67
〃 〃 〃 1316番	〃	995.66
〃 〃 〃 1317番1	〃	904.35
〃 〃 〃 1317番3	雑種地	864.60
〃 〃 〃 1318番1	畑	163.02
〃 〃 〃 1318番3	雑種地	872.19
〃 〃 〃 1319番	畑	996.67
〃 〃 〃 1320番	〃	997.67

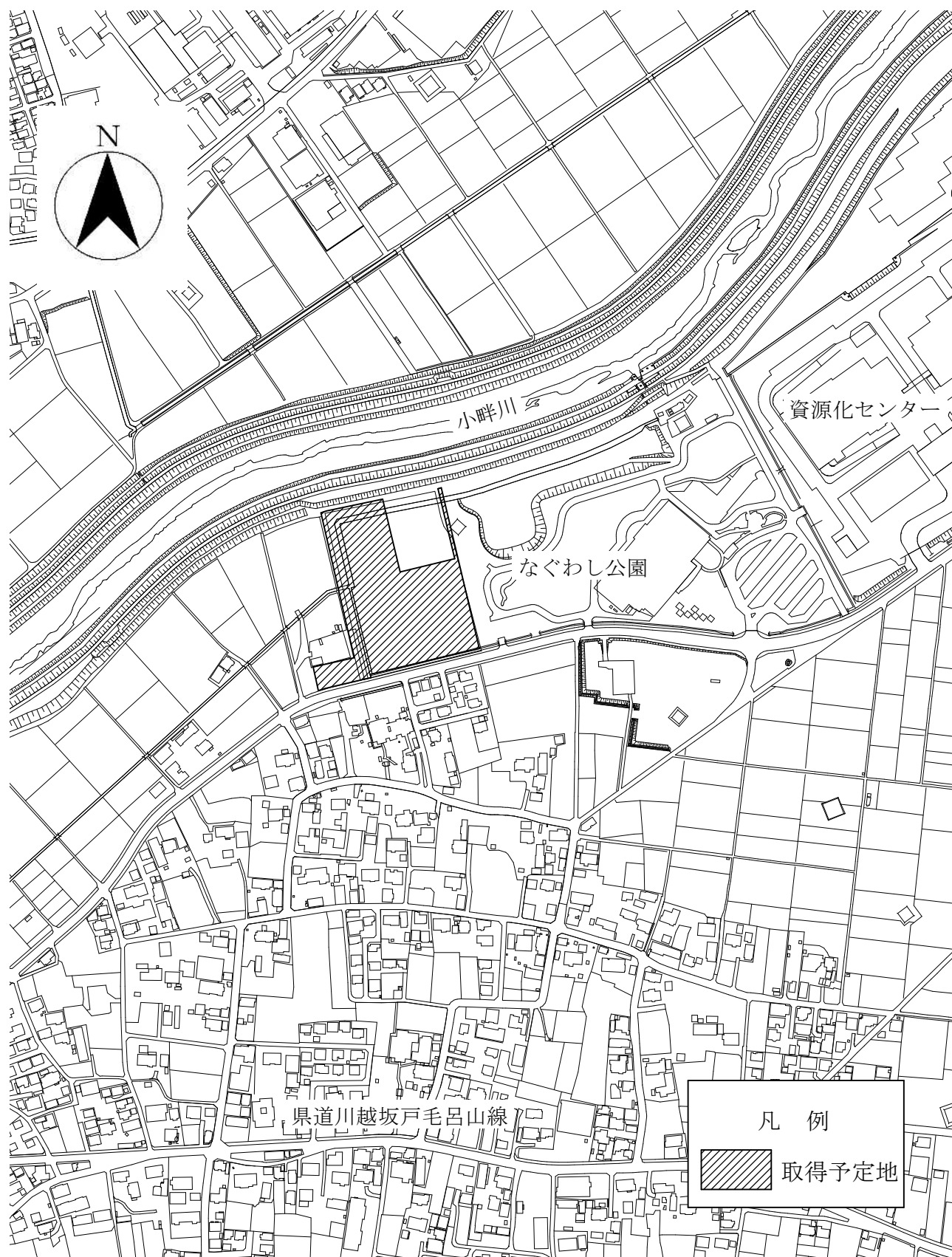
川越市大字鯨井字荒田1321番	田	709.48
〃 〃 〃 1322番	〃	1,000.67
〃 〃 〃 1348番4	雑種地	467.72
合 計	18筆	14,117.27

- 2 取得の目的      なぐわし公園整備事業用地
- 3 取得予定価格      836,995,680円
- 4 契約の相手方      川越市土地開発公社

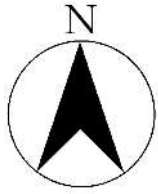
#### 提 案 理 由

なぐわし公園整備事業用地を取得するため、このように措置する必要がある。

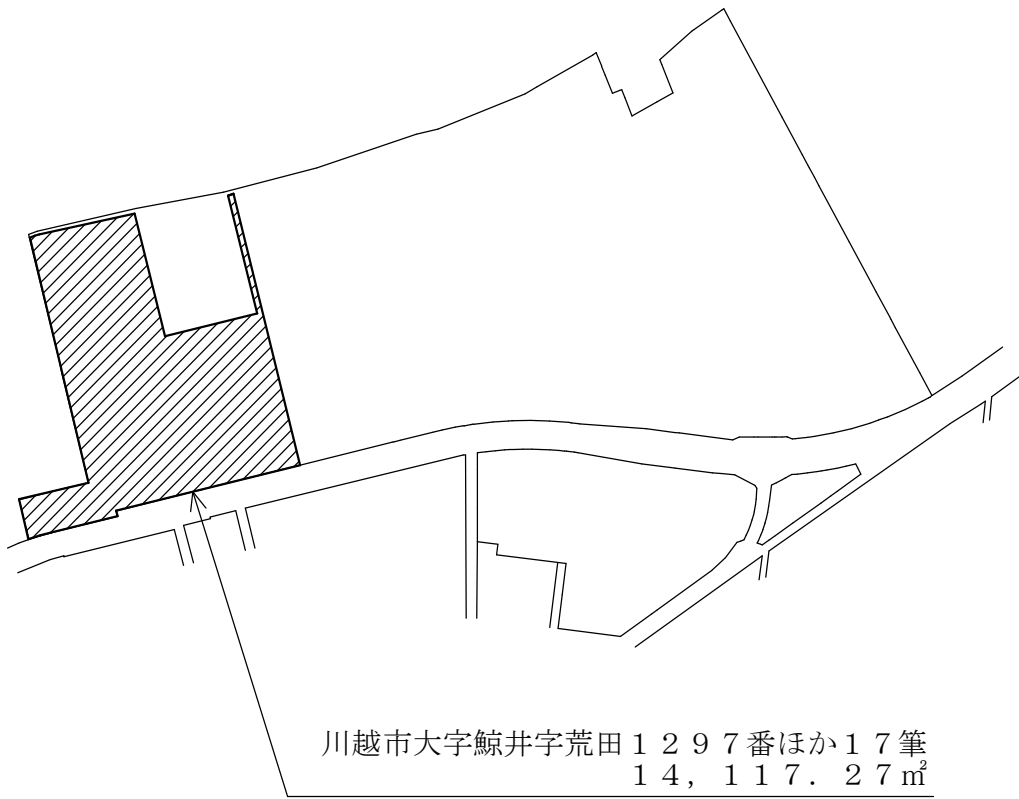
# 案内図



なぐわし公園整備事業用地略図



S = 1 : 4, 000



川越市大字鯨井字荒田 1297 番ほか 17 筆  
14, 117.27 m<sup>2</sup>

## 議案第 55 号

### 川越市立小・中学校学習者用コンピュータの取得について

次のとおり川越市立小・中学校学習者用コンピュータを取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

川越市長 森 田 初 恵

- |   |        |                                                         |      |
|---|--------|---------------------------------------------------------|------|
| 1 | 取得する財産 | 川越市立小・中学校学習者用コンピュータ                                     | 28,  |
|   |        | 383台                                                    |      |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札                                                  |      |
| 3 | 取得の金額  | 1,559,646,                                              | 000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都千代田区外神田六丁目15番12号<br>富士電機ITソリューション株式会社<br>代表取締役 及 川 弘 |      |

### 提 案 理 由

川越市立小・中学校学習者用コンピュータを取得するため、このように措置する必要がある。

## 入 札 結 果 表

- 1 件 名 令和8年度川越市立小・中学校学習者用コンピュータの購入
- 2 納入場所 川越市立川越第一小学校ほか54箇所
- 3 入札日時 令和8年4月24日 午後1時30分
- 4 入札場所 川越市役所3A会議室
- 5 納入期限 令和9年2月26日

No.	業 者 名	入札額 (単位円)			摘 要
		第1回目	第2回目	第3回目	
1	富士電機ITソリューション株式会社	1,417,860,000	<del>                    </del>	<del>                    </del>	落 札
2	リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部埼玉支社公共文教営業部	辞 退	<del>                    </del>	<del>                    </del>	
付 記	契約の金額 1,559,646,000円 (消費税及び地方消費税を含む。) 1業者による一般競争入札の結果落札				